

次世代育成支援法・女性活躍推進法に伴う行動計画

社会福祉法人こばと会

こばと会の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮し活躍できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成31年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 6年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、年次有給休暇取得率を、毎年算出し、有給休暇取得推進をはかるための取り組みを推進する。

<対策>

- 平成31年度～令和6年度 年次有給休暇取得状況調査（法人全体）
- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得促進にむけての実態調査（業務改善の実施）
- 令和2年4月～ 全職員に対しての啓発研修の実施（社会保険労務士による）
- 令和3年4月～令和4年3月 年次有給休暇取得状況分析（中間報告）
- 令和4年4月～令和7年3月 有給休暇取得推進にむけての継続的な改善を実施

目標2：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の情報提供、周知を図る。

<対策>

- 平成31年4月～ 管理職に対して基礎研修（職場風土づくり・マネジメント研修）
- 令和2年4月～ 職員研修会の実施（2年に1度開催予定）
※ その他、法改正に伴っての研修会を実施（随時）

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、月1回以上継続して実施する。

<対策>

- 平成31年4月～ 所定外労働の現状を把握（法人全体）
- 令和2年4月～ 各施設において、ノー残業デーを月1回実施する。
- 令和3年4月～令和7年3月
所定外労働の実態を把握し、削減するための対策を実施する。

【公表日】 令和元（2019）年7月20日